

Oslaw News Letter

vol.79

2026年4月30日発行

目次

Contents

- 巻頭論文 民事訴訟法等の改正と民事訴訟手続のIT化.....弁護士 盛田 真智子 1
- 著作権 News 2026年4月施行「未管理著作物裁定制度」の概要.....弁理士 井出 麻衣子 6
- 海外 News Onesta対BMW事件 ―グローバル特許紛争と各国裁判所の管轄の衝突―.....弁護士・カリフォルニア州弁護士 多田 宏文 7
- 特許入門.....弁理士 松野 知紘 9
- 判例紹介.....11

論文

Thesis

民事訴訟法等の改正と民事訴訟手続のIT化

弁護士 盛田 真智子

1. はじめに

令和4年(2022年)5月18日、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)が成立し、同月25日に公布された。段階的に施行され、令和8年(2026年)5月21日に全面的に施行されることとなる。本改正は、従来紙媒体を前提として設計されてきた民事訴訟手続を、裁判所の情報処理システムを基盤とする電子的手続へと大きく転換するものである。

改正の中核となる事項は以下のとおりである。

- 1 電磁的方法(オンライン)による申立て制度(民事訴訟法132条の10関係)
- 2 電子納付制度(民事訴訟費用等に関する法律8条関係)
- 3 インターネットを利用した送達制度(民事訴訟法109条~109条の4関係)

- 4 ウェブ会議方式の活用拡大(民事訴訟法87条の2、同170条、同89条関係)
- 5 訴訟記録の電子化及びオンライン閲覧制度(民事訴訟法132条の12・同132条の13、同91条の2関係)
- 6 法定審理期間訴訟手続の創設(民事訴訟法381条の2~381条の8関係)
- 7 住所・氏名等秘匿制度の創設(民事訴訟法133条~133条の4関係)
- 8 人事訴訟・家事事件におけるウェブ会議による離婚・離縁の和解・調停成立制度(人事訴訟法37条、家事事件手続法268条)

上記1~5、8は、民事訴訟手続のデジタル化に関するものであり、単なる提出方法等の変更にとどまらず、訴訟の全体をデジタル化する試みといえる。上記6・7は、訴訟手

続の一層の迅速化・DV・性犯罪被害者等の当事者の保護強化をはかるものである。

従来、民事訴訟手続は紙媒体中心であり、書面提出・郵送による送達・裁判所での訴訟記録閲覧が行われていた。しかし、情報通信技術の進展に伴い、IT化の推進が求められるようになった。本改正は、民事訴訟手続の全般的なIT化を通じて、訴訟手続の迅速化・効率化及び利便性の高い裁判の利用環境の整備（当事者の負担軽減）を目指すものである。法定審理期間訴訟手続制度や住所・氏名等秘匿制度とあわせて、裁判利用における心理的・社会的障壁の低減を意図しており、実務上の利用拡大が期待される。

なお、オンラインによる申立てをしたり、オンラインにより送達を受けたりすることができるのは、改正民事訴訟法が全面施行されて以降（令和8年5月21日）に提起する訴え等に限られる。令和8年5月21日以前に提起された訴えについては、改正前の民事訴訟法が適用され、引き続き、書面により、審理を行ったり送達を受けたりすることになり、紙媒体により訴訟記録が作成されるため、オンラインでの記録閲覧もできない。

2. 改正の背景

令和2年6月19日に開催された法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会の第1回会議において、「近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しを行う必要があると思われる」とし、これらを調査審議するために同部会が設置された旨が説明された¹。

もっとも、IT化に対する懸念を示す意見もあった。

令和4年5月12日の第208回国会参議院法務委員会²において、古川禎久法務大臣は、近年、主要国においては弁護士について、電子的な方法による申立てが義務化される傾向にある旨を述べつつも、現状では、インターネットを用いた申立て等に十分に対応することができない者が一定数存在すると考えられ、弁護士等以外の者にインターネットを用いた申立て等を義務付けた場合には、実質的にそれらの者の裁判を受ける権利に影響を与えかねない旨の危惧を指摘していた。

また、令和4年3月25日の第208回国会衆議院法務委員会³において、別所直哉参考人は、セキュリティの確保と、システムが安定的に動く設計がきちんとされていることが最も重要である旨を指摘している。その上で、特に、セキュリティに関しては、民間企業ではサイバー攻撃を含めて対処しなければならない状況になっており、裁判所のシステ

ムには堅固なセキュリティ体制がなければ安定した運用はできず、データの漏えいも起こりかねない旨を述べている。

3. オンライン申立て・書面提出

従来、書面の持参や郵送による提出が原則であったが、改正民事訴訟法132条の10等の条項により、誰でも裁判所のシステムを利用して、訴えの提起や準備書面の提出をオンラインで行うことが可能となる。

申立ての前に、あらかじめ識別番号（ID）の付与を受ける必要がある。そのためには、氏名・住所・メールアドレス等の登録事項をオンラインで届け出て、本人確認資料による本人確認を経て、IDを取得することとなる（民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（識別符号規則）1条）。弁護士又は司法書士その他の隣接法律専門職者のうち最高裁判所が定める者は、資格の証明も必要である（識別符号規則2条）。取得したIDは、全ての民事訴訟事件で利用可能である。

訴状や準備書面を提出する際は、ID・パスワードでログインし、申立て内容をフォームに入力するか、もしくは書面のPDFをアップロードする形で、インターネット経由で提出する。記名や押印は不要となる。提出可能なデータの形式・容量等については、細則で規定される（民事訴訟規則52条の9第1項、民事事件等に関する手続における電子情報処理組織の使用に関する細則2条）。

オンライン申立てにより、印刷、押印、裁判所窓口への持参、郵送等の必要がなくなり、当事者にとって利便性が高まる。その一方で、システム操作に不慣れな当事者や高齢者等に対するサポート体制が課題となる。今後、操作マニュアルや、相談窓口の充実が、実務上重要であると思われる。

また、委任を受けた訴訟代理人（弁護士等）については、オンライン提出・送達の利用が義務化され、裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由によりインターネットを利用する方法を用いることができないとき（例えば、大規模なシステム障害等の場合など）に限り、紙による提出が可能とされている（民事訴訟法132条の11）。弁護士に対するオンライン対応の義務化は、訴訟手続の迅速化につながることを期待される。

4. 電子納付

訴えの提起等のために必要な申立て手数料は、現在は、収入印紙を訴状などに貼付して納付する必要がある。しかし、改正民事訴訟法と同時に施行される、改正後の民事訴訟費用等に関する法律により、原則としてPay-easy（ペイジー）⁴を用いた電子納付方式により、納付することとなった（民事訴訟費用等に関する法律8条）。

また、現在は申立て手数料とは別に、送達のための郵便費

〈脚注〉

¹ 法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会第1回会議（令和2年6月19日開催）議事概要

² 第208回国会参議院法務委員会会議録第11号

³ 第208回国会衆議院法務委員会会議録第7号

⁴ Pay-easy（ペイジー）とは、税金等の支払を金融機関のインターネットバンキングやATMを用いて支払えるようにするサービスである。

用をあらかじめ納付する必要があるが、改正費用法の下では、申立て手数料に一本化されることになるため、郵便費用を納付する必要もなくなる。したがって、収入印紙貼付や郵便切手納付は原則不要となる。(印紙は原則不可であるが、100万円を超える高額の手数料については、従来どおり日本銀行歳入代理店での納付も可能である。)

5. インターネット送達

改正民事訴訟法 109 条の 2 に基づき、裁判所のシステムを利用してオンラインで送達を受ける旨を届け出ること、電子判決書などの裁判書類について、オンラインで送達を受けることができるようになる(インターネットによる送達、民事訴訟法 109 条～109 条の 4)。具体的には、訴状等がインターネット経由で提出された後、その訴状等を書記官が裁判所のシステムにアップロードする。それを当事者が閲覧・ダウンロードできる状態にし、裁判所のシステムに登録された電子メールアドレスに宛てて、その旨の通知が発せられることによって、送達が行われるものである。

インターネットによる直送も同様に、準備書面等がインターネット経由で提出された後、相手方当事者が閲覧・ダウンロードできる状態になり、相手方当事者の電子メールアドレスに宛てて、その旨の通知が発せられることによって行われる(民事訴訟法規則 47 条の 2 第 1 項)。

なお、インターネットによる送達を受ける旨の届出をしていない相手方への送達は、送達用の出力書面を当事者がシステムから印刷して裁判所に提出し(民事訴訟法規則 58 条 1 項等)、その出力書面を相手方に送達する形で行われる(民事訴訟法 109 条)。インターネットによる送達を受ける旨の届出をしていない相手方から提出された書面も書記官が電子化し、インターネットにより送達する。

インターネットによる送達の送達効力は、当事者が裁判所のシステムにサインインして、①その裁判書類を閲覧した時、②ダウンロードした時、③閲覧又はダウンロードすることができる旨の措置が取られた旨の通知が発せられた日から 1 週間を経過した時の、いずれか早い時に生じることになる(民事訴訟法 109 条の 3)。

なお、弁護士等は、インターネットによる送達を受ける旨の届出をすることが義務づけられる。仮に、その旨の届出をしない場合には、書記官によるアップロードから 1 週間の経過で送達の効力が生じることとなる。

オンライン送達は従来の郵便送達より迅速であり、送達の確認漏れや郵便遅延リスクの低減につながる可能性がある。一方、電子メールやシステム通知が届かない場合の救済策や、迷惑メール扱いされるリスクなど、技術的課題も残る。

6. ウェブ会議・電話会議の利用拡大

弁論準備手続や和解期日については、当事者双方が裁判所に現実に出席せず、ウェブ会議又は電話会議により参加することが改正民事訴訟法の令和 5 年 3 月 1 日に施行された分

によって可能となった。口頭弁論期日についても、当事者の一方又は双方が、ウェブ会議により参加することが改正民事訴訟法の令和 6 年 3 月 1 日に施行された分によって可能となった。

改正民事訴訟法施行前は、ウェブ会議や電話会議による当事者の出席を認めるためには、当事者が「遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」という要件を満たす必要があった。また、ウェブ会議や電話会議により手続を実施するには、当事者のどちらか一方は裁判所に現実に出席する必要があった。しかし、改正民事訴訟法施行後は、遠隔地要件が廃止され、その要件が端的に「相当と認めるとき」に改められた(民事訴訟法 170 条、204 条等)。「当事者の一方がその期日に出席した場合に限る。」との要件も廃止され、当事者双方がウェブ会議や電話会議等(音声のみの通話による方法のほか、映像と併せた音声の通話による方法)を利用して、弁論準備手続に出席することが可能となった。(民事訴訟法 170 条 3 項)

和解の期日にも、ウェブ会議・電話会議を利用して当事者が出席することが可能となった。(民事訴訟法 89 条)

口頭弁論期日についても、令和 6 年 3 月 1 日から、当事者の一方又は双方がウェブ会議(映像と併せた音声の通話による方法を指し、音声のみの通話による方法は含まない)で参加できるようになった(民事訴訟法 87 条の 2)。

また、証人が遠隔地に居住している場合や、証人が当事者等から圧迫を受ける場合に加え、年齢・心身の状態等により出席困難な場合や、当事者に異議がない場合についても相当と認められるときには、ウェブ会議の方法による証人尋問(ウェブ尋問)が可能になる(民事訴訟法 204 条)。証人は、「原則として、当事者本人又はその代理人の在席する場所でない」「証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれのある者が在席する場所でない」という要件を満たす場所(裁判所以外の場所を含む)から、ウェブ尋問に参加できる(民事訴訟規則 123 条 1 項)。書証の写し等を証人に示す際も、情報通信技術を利用する方法(画面共有等)により示すことができる(同 123 条 3 項)。宣誓したことは調書に記載され(同 112 条 3 項)、宣誓書は原則不要となるので、宣誓書に署名押印をする必要もなくなる。

遠隔地要件の撤廃等により、参加の柔軟性が向上することは、当事者の時間的・経済的負担の軽減に直結する。特に、障害者、高齢者、育児・介護中の者等にとって、裁判所へのアクセスが向上することが期待される。今後、ウェブ会議での本人確認や周りに裁判所が傍聴を許可していない第三者が存在しないことの確認の方式の運用が課題となる。

7. 訴訟記録の電子化・閲覧制度

改正民事訴訟法の下では、訴訟当事者が裁判所のシステムを利用してオンラインにより訴えを提起したり、オンラインによる送達を受けたりする場合には、裁判所のシステム上の

電磁的記録を閲覧・ダウンロードすることができるようになる。訴状・準備書面・書証等の提出物は電子データとして保管されており（民事訴訟法 132 条の 10 以下）、裁判所の電子サーバにアクセスし、訴訟記録の閲覧をすることが可能である（民事訴訟法 91 条の 2）。当事者や利害関係を疎明した第三者は、自宅や事務所等のパソコンからも対象となる記録を閲覧・複写でき、利害関係のない第三者は、最寄りの裁判所に来庁し、裁判所のパソコンから記録を閲覧することができる（民事訴訟規則 33 条の 3）。

訴訟記録の電子化が困難なケースや当事者の閲覧等に制限があるケースなどでは、電子データではなく、紙媒体で保管することも許容されている。

裁判所の判決、調書も電子データで作成され、そのまま電子データで管理される。（民事訴訟法 160 条、252 条）

和解調書等についても、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限って閲覧が認められる（民事訴訟法 91 条 2 項、91 条の 2 第 4 項）など、秘密保護の観点が考慮されている。

電子化による利便性向上は大きいですが、セキュリティ・プライバシー管理、データ改ざん防止策、アクセス権管理などが不可欠である。特に当事者の個人情報や秘密情報の保護が課題である。

8. 法定審理期間訴訟手続制度の創設

当事者双方の申出、又は、一方の申出及び他方の同意により、手続開始から 6 か月以内に審理を終結し（手続開始の日から 5 か月以内に主張や証拠を提出、その後 1 か月以内に証人尋問）、そこから 1 か月以内に判決を言い渡す制度が新設された（民事訴訟法 381 条の 2～8）。これは、現行法上、審理期間に明確な規定がなく、判決が出る時期についての予見性が乏しく、これが裁判の利用を躊躇する一要因であるとの指摘があるため、この問題を解消するものである。

当事者の双方又は一方は、この手続が開始した後であっても、いつでも、期間の限定のない通常の手続による審理を求めることができる。そして、この手続の判決に対しては、異議の申立てをすることができ、異議の申立てにより、通常の手続によって審理及び裁判をする。

一方で、事案によっては、審理期間を制限することにより当事者の権利が害されるおそれがあるので、消費者契約に関する訴え、個別労働関係民事紛争に関する訴えは、法定審理期間訴訟手続制度の利用が認められない。また、「事案の性質、訴訟追行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、この手続により審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認める場合」には、裁判所は法定審理期間制度を利用した手続を開始することができないとされている。当事者間に証拠の偏在がある事件や弁護士等の訴訟代理人が選任されていない場合等は、基本的に、上記の場合に該当し、法定審理期間訴訟手続制度を利用することができないと考えられている。当事者間の衡平や適正な審理が害されることがないよう、この制度の利用に当たって

は十分な注意が必要である。

9. 住所・氏名等の秘匿制度

DV・性犯罪被害者等の当事者が、住所・居所・氏名、これらを推知することができる情報等を秘匿したまま、民事訴訟手続を進められる制度が新設された（133 条～133 条の 4）。秘匿が認められるには、当事者に知られることにより、申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明することが必要である。申立てにより裁判所が秘匿決定を行うと、申立書には記載が不要となり（代替情報が記載され）、記載がある部分の閲覧制限も可能となる。

被害者保護の観点から重要な制度である。ただし、要件を満たさないことが判明したり、相手方の攻撃防御に実質的に不利益が生じたりした場合には、後に制限等が解除されることがある。訴訟の透明性とのバランスも課題となりうる。

10. 人事訴訟・家事事件のウェブ会議化

人事訴訟・家事調停においても、ウェブ会議（電話会議は不可）で離婚・離縁の和解・調停を成立させたり、合意に相当する審判の前提となる合意を可能としたりする仕組みが創設された（人事訴訟法 37 条、家事事件手続法 268 条）。改正法施行前は出頭が前提であり、電話会議で和解・調停を成立させることはできなかったため、手続の利便性が向上する。

11. 改正前後の比較と課題

上記をまとめて改正前後を比較すると、以下のようになる。

- ・ 訴状・準備書面提出：紙媒体→オンライン提出可能
- ・ 手数料納付：収入印紙・郵便切手→Pay-easy による電子納付
- ・ 送達方法：郵送中心→インターネット送達も併用
- ・ 弁論準備手続・口頭弁論期日等への参加：裁判所への出頭中心→ウェブ会議・電話会議利用可能
- ・ 訴訟記録閲覧：裁判所来庁→オンライン閲覧可能
- ・ 法定審理期間訴訟手続制度・住所・氏名秘匿制度の新設

民事訴訟手続の IT 化の普及により、裁判所業務の効率化と裁判利用者の利便性向上が期待される。障害者、高齢者、育児・介護中の者等が権利を行使しやすくなる。提出、閲覧等は容易になり、弁護士業務の迅速化が期待できる。また、訴訟記録が電子化されれば、当事者は大量の紙の記録を持ち運ぶ必要がなくなり、検索も容易となり、裁判所も大量の紙の記録を管理、保管する必要がなくなるというメリットがある。

一方で、セキュリティの問題、システム障害の懸念や IT 技術へのアクセス格差による利用不平等が課題として残る。

書面による申立てとインターネットを用いた申立てとが併存するため、書面を電子化して記録するなどの事務作業が裁判所に生じ、かえって負担になることも考えられる。

アクセス格差に関して、最高裁判所は、電子データのアップロード等の操作を直感的に行うことができるよう、画面や操作方法が非常にシンプルな民事裁判書類電子提出システムを開発したと説明している。このシステムでは、視覚障害者に配慮し、アップロードされたファイルの内容に対して音声読み上げ機能を利用できるようになっている旨も説明された。加えて、最高裁判所は、当事者が自ら書面を電子化することができるよう、裁判所内にパソコンやスキャナー等のIT機器を設置したり、無償で機器の操作の補助等を行ったりすることを検討しているとも述べている⁵。

また、日本弁護士連合会は「民事裁判手続のIT化における本人サポートに関する基本方針」を定め、民事裁判手続のIT化導入に向けて、本人訴訟でIT技術の利用が困難な当事者本人に対して、裁判を受ける権利を実質的に保障して必要な法律サービスを提供することを可能とするため、日本弁護士連合会がIT面についても必要なサポートを提供する旨を公表している⁶。

セキュリティ対策に関しては、最高裁判所は、IT人材を複数名採用し、それらの人材が民事裁判手続等のIT化に向けたアプリケーションの検討、開発や、ネットワークなどの情報通信基盤やシステム等の企画立案、情報セキュリティの在り方の検討などを担当している旨を説明している⁷。

12. まとめ

司法制度に限らず、IT技術に関しては、熟達した者と不慣れた者との格差が大きくなっているが、今後、IT化の流れは避けられない。民事訴訟手続制度が大きく変わる過渡期を迎えるに当たって、弁護士や当事者への操作援助・サポート体制の充実が不可欠である。

また、大企業でさえもサイバー攻撃による大規模なシステム障害が頻発している昨今、セキュリティ対策は、どれだけ行っても十分すぎるということはない。2025年には、米国連邦司法当局の機密裁判書類をホストする電子事件管理システムがサイバー攻撃を受けたという事例もある。司法制度の信頼のためにも、情報漏えいを防止し、システム運用の安全性を高め、ウェブ会議の真正性確認・本人確認等も適切に行うことが重要である。

裁判の公正性を確保するため、法定審理期間訴訟手続制度の適用範囲等に関する裁判所の裁量の透明性の確保も課題となりうる。

13. 海外の動向

なお、海外に目を向けると、米国裁判所ではPACER（公開アクセスシステム）とCM/ECF（ケース管理・電子提出システム）が利用されている。

CM/ECFは、連邦裁判所が運用するシステムで、訴状・答弁書等の訴答書面および各種申立書等の訴訟関係書類を、インターネットを通じて裁判所に電子的に提出することを可能にするものであり、主として、事件の代理人弁護士、米国トラスティ、破産管財人等によって利用される。一部の裁判所においては、破産債権者や本人訴訟当事者にもCM/ECFの利用が認められている⁸。

PACERは、連邦裁判所の記録に対する電子的な公開閲覧サービスであり、全連邦裁判所に提出された10億件を超える文書について、公衆に対し随時アクセスを提供している。登録利用者は、事件が係属した連邦裁判所における個別事件の検索や、連邦裁判所事件の全国統一インデックスの検索を行うことができる⁹。

また、欧州委員会は2025年11月20日、EU全体の司法制度を現代化し、司法関係者がデジタル時代に適したツールを活用できるようにする戦略ロードマップ「デジタル司法パッケージ2030」を発表した。これには、加盟国が司法分野で利用されるIT・AIツールを共有し、デジタル化・経費削減を促進するための「ツールボックス」を開発すること、「欧州法律データスペース」を強化し、法令や判例へのオンラインアクセスを円滑化すること、国境を越えたビデオ会議の運用における課題を克服するための支援を行うこと等が含まれる¹⁰。

このように、近年では国際的にも裁判手続のIT化が進められている。

〈脚注〉

⁵ 令和4年4月13日の第208回国会衆議院法務委員会会議録第8号の門田友昌最高裁判所長官代理者の説明

⁶ 日本弁護士連合会「民事裁判手続のIT化における本人サポートに関する基本方針」2019年9月12日

⁷ 令和4年4月15日の第208回国会衆議院法務委員会会議録第9号の小野寺真也最高裁判所長官代理者の説明

⁸ 米国裁判所のホームページ（電子提出） <https://www.uscourts.gov/court-records/electronic-filing-cm-ecf>

⁹ 米国裁判所 PACER 公式ホームページ <https://pacer.uscourts.gov/>

¹⁰ 「欧州委員会、EU 全体の司法制度の変革とデジタル化に向けた戦略を発表」 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_2754

2026年4月施行 「未管理著作物裁定制度」の概要

弁理士 井出 麻衣子

2023年に成立した著作権法の一部改正(令和5年法律第33号)は、デジタル化の進展やコンテンツ創作利用環境の変化を踏まえ、著作物の円滑な利活用を促進しつつ権利保護の実効性を高める観点から規定を整備したものです。

本改正は、(1)立法・行政における著作物等の公衆送信等の権利制限規定の見直し、(2)海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し、(3)著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設からなります。本稿では、本改正のうち、2026年4月1日から施行される(3)「未管理著作物裁定制度¹⁾」について概説します。

1. 未管理著作物裁定制度とは

他人の著作物等を利用するには、原則として、権利者から許諾を得る必要があります。

未管理著作物裁定制度(著作権法67条の3)は、「権利者の著作物などの利用可否に関する意思が確認できない著作物」を、適法に利用するための制度です。

従来の「著作権者不明等の裁定制度」(著作権法67条)は、権利者不明・所在不明・相続関係不明の場合を対象とします。一方で、本制度は、権利者の存在は特定できるものの、利用条件や許諾可否についての意思表示が確認できない場合(返信が無い等)を対象とします。2026年4月1日以降は、これら2つの裁定制度が併存することとなります。

2. 本制度申請の流れ

従来の制度は、権利者情報を取得するための措置が煩雑で文化庁への裁定申請から決定までに約2か月を要します。これに対し、本制度の手続きは簡素で、登録確認機関(公益社団法人著作権情報センター)への申請から決定までに要するのは約10営業日程度です。

①権利者探索の合理的努力

裁定申請前に、利用希望者は権利者の連絡先の有無、利用に関する意思表示の有無等を合理的に確認できる範囲で探索する必要があります。

例えば、ウェブサイトのプロフィール欄の確認、インターネットや「分

〈脚注〉

¹ https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/tyosakubutsu/pdf/94355201_01.pdf

² 未管理著作物裁定制度の運用に資するとともに、権利探索の効率化も含め著作物等の利用の円滑化を図るために、2026年2月26日に運用が開始されました。

<https://www.copyright-info-hub.bunka.go.jp/>

³ 個人クリエイター等の権利情報を集約し、同制度における意思表示を行える「個人クリエイター等権利情報登録システム」も脚注2と同時期に運用が開始されています。

<https://www.creator-rights.bunka.go.jp/>

野横断権利情報検索システム²⁾」での検索です。さらに、利用目的・利用態様を明示した上で権利者に連絡し、連絡不能又は応答がないことを確認する必要があります。

②申請及び補償金の支払い

上記①の事項を記載した申請書を提出することで、文化庁長官により、裁定の可否及び補償金額、利用期間・態様が決定され、補償金の支払いにより利用可能となります。

3. 本制度の留意点

①利用期間の上限

本制度の場合、著作物を利用できる期間は裁定で定められますが、最長で3年です(期間経過後の再裁定制度利用は可能)。一方、従来の制度には上限はありません。

②取消制度

いずれの制度も、裁定の結果は、文化庁の裁定実績DBで公表されます。しかし、本制度の場合には、権利者が取消を請求することが可能です。取消請求の旨は裁定を受けた者に通知されて弁明等の機会は与えられますが、取消された場合には、裁定に基づく利用は停止され、供託された補償金から取消時補償金相当額が著作権者に支払われます。その後の利用可否は、利用者と権利者との協議によります。一方、従来の制度では、権利者が現れても裁定が取り消されることはありません。

4. おわりに

本制度は、権利者の意思が不明な著作物に対して適法な利用を提供する新たな制度です。従来の制度に比べて手続きも簡素であるため、コンテンツ利用の負担を軽減しつつ法令遵守を確保する手段として活用が期待されます。

一方、権利者側にとっては、意図しない裁定利用が発生するリスクがあります。そのため、作品の権利処理方針や許諾条件を公表するか、システム等に登録し、連絡先を継続的に更新するなどの対応をとることが望ましいと考えます。

Onesta 対 BMW 事件 —グローバル特許紛争と各国裁判所の管轄の衝突—

弁護士・カリフォルニア州弁護士 多田 宏文

1. はじめに

特許権侵害紛争は、しばしば国際的に展開されることがあり、どの国の裁判所でこれを解決するかが問題となりうる。例えば、特許権者が、国際的に事業を展開しているグローバル企業を被告として訴訟を提起しようとする場合は、①どの国の裁判所で、②どの国の特許権を行使するかという点が、法的にも戦略的にも検討されることになる。また、被疑侵害者側としても、例えば特許権者に対して債務不存在確認訴訟を提起する場合は、やはり①及び②を検討することになる。

なお、通常は、①と②の国は一致し、例えば、A国の裁判所で、A国の特許権を行使するのが一般的である。しかし、場合によっては、ある国の裁判所で、別の国の特許権の行使が認められる場合もあり、そうすると、①と②は、必ずしも一致しないことになる。したがって、例えば、A国の裁判所で、B国の特許権侵害に関する侵害訴訟や債務不存在確認訴訟の提起が可能な場合がありうる。

この問題が、裁判所同士の国際的な管轄の衝突も絡んで、実際に顕在化した非常に興味深い例として、Onesta 対 BMW 事件を紹介する。

2. Onesta 対 BMW 事件

この事件では、米国特許の侵害に関する訴訟が、ドイツと米国の両方に提起され、どちらの国の裁判所でこれを審理判断すべきかが熾烈に争われた。具体的な内容は、以下のとおりである。

(1) ドイツ訴訟

まず、2025年10月9日に、米国のNPE¹であるOnesta IP LLP（以下、「Onesta社」という。）が、著名な自動車メーカーであるBayerische Motoren Werke Aktiengesellschaft（以下、「BMW社」という。）に対し

て、①ドイツのミュンヘン地方裁判所で、②欧州特許1件（EP2473920）及び米国特許2件（US8,854,381及びUS8,443,209）に基づいて、特許侵害訴訟を提起した（事件番号・21 O 12768/25、21 O 13056/25、及び21 O 13057/25）。その中で、Onesta社は、BMW社が特許の対象のプロセッサ技術を使用したヘッドユニットを車両に搭載し、米国へ輸出する行為が、Onesta社の欧州特許及び米国特許を侵害する等と主張した。

なお、前提として、欧州連合司法裁判所（CJEU）は、2025年2月25日、BSH Hausgeräte v Electrolux 事件判決（C-339/22）において、EU加盟国の国内裁判所は、EU以外の国の特許権侵害について、無効の抗弁も含めて判断する管轄権を有するという、非常にインパクトのある判断をしている。Onesta社は、この判決に依拠して、ドイツの裁判所で、米国の特許権侵害の判断をすることも可能であるとの立場に立って、この訴訟を提起したものと解される。

(2) 米国訴訟

これに対して、ドイツ訴訟提起からおよそ2か月後の2025年12月15日、BMW社は、Onesta社に対して、①米国のテキサス西部地区連邦地方裁判所で、②前記米国特許2件に係る債務不存在確認訴訟²を提起し、さらに保全等の措置も申し立てた（事件番号・6:25-cv-00581）。具体的には、BMW社は、権利濫用、非侵害、無効等を確認する判決を求め、さらに、米国外での前記米国特許権の行使を禁じる暫定的禁止命令（Temporary Restraining Order。以下、「TRO」という。）及び反訴訟差止（Anti-suit injunction。以下、「ASI」という。）を申し立てた。（なお、日本では、「ASI」はあまり一般的でないが、これは、他の裁判所での訴訟追行を禁止し、これを差し止める判決³である。グローバル紛争において複数国の裁判所同士の管轄が競

〈脚注〉

¹ Non-Practicing Entity の略。事業を行わずに、特許等での収益を目的とする者を意味する。

² 厳密には、宣言判決訴訟（declaratory judgement action）である。

³ 決定、命令の場合もありうる。

合し、事件を奪い合う関係になった場合には、このような ASI が出されることがある。）

この米国訴訟提起の翌日である 2025 年 12 月 16 日には、テキサス西部地区連邦地方裁判所のオルブライト判事は、BMW 社の申し立てを受けて、ドイツ訴訟を禁止する TRO を発令し、Onesta 社は、ドイツの裁判所において米国特許に基づく差止請求を求める行為を当面禁じられた。

さらに、2026 年 1 月 13 日、口頭弁論において、オルブライト判事は、BMW 社の請求を認め、Onesta 社に対して、口頭で、ドイツの裁判所における 2 件の米国特許に関する訴訟手続を直ちに終了するよう命じる ASI を出した。

これに対して、Onesta 社は、2026 年 1 月 14 日に、連邦巡回区控訴裁判所（以下、「CAFC」という。）に ASI の効力停止を求める緊急上訴を行い、判決の効力停止を求めた。CAFC は、1 月 16 日に、ASI の効力を一時停止する命令を出し、これにより、一時的に、ドイツ訴訟の継続が可能となった。

その後、2026 年 2 月 13 日に、オルブライト判事は、書面判決を出し、米国特許侵害に関しては米国裁判所のみにおいて解決されるべきだとして、Onesta 社に対して、ドイツ訴訟を直ちに終了するよう命じた。判決の中では、米国特許侵害の判断を外国の裁判所に認めることは、米国特許権の国内執行に関する長年の米国政策と議会の意図を損なうことになるとしたうえで、陪審裁判を受ける憲法上の権利、包括的な証拠開示、そして全国的に効力を持つ無効性判断といった、海外では利用できない基本的な保障を剥奪することを含め、BMW 社のような被告に対する回復不能な不利益が生じるとした。

(3) Onesta 社による請求放棄

上記のような状況において、結局、Onesta 社は、2026 年 3 月 13 日、ドイツ訴訟の請求を放棄した。

3. グローバル特許紛争の現状

冒頭で述べたとおり、グローバルな特許紛争では、①どの国の裁判所で、②どの国の特許権を行使するかという点が、法的にも戦略的にも重要となる。そして Onesta 対 BMW の訴訟では、実際に、この点が、非常にスピーディーかつダイナミックに争われている。

特に、現在、前記 BSH Hausgeräte v Electrolux 事

件判決以降、EU 加盟国の国内裁判所は、EU 以外の国の特許権侵害について判断する管轄権を有すると解されている。Onesta 対 BMW 事件で問題となった米国特許に限らず、日本特許も例外ではない。今後、日本特許が EU 加盟国の国内裁判所で行使される可能性もあるところ、これに対して、被告が日本の裁判所において債務不存在確認訴訟を提起すれば、日本の裁判所でも、Onesta 対 BMW 事件と同様の問題が争われることになろう。

そもそも、2つの国で重複する事件が提訴され、裁判所の管轄が衝突する場合に、これを制度的に調整することは困難である。したがって、そのような場合には、今回のように、一方の国の裁判所が ASI を出して、他方の国の裁判所での当事者の訴訟追行を差し止める事態となりうる。さらにエスカレートして、ASI により当事者の訴訟追行を差し止められた側の国の裁判所が、ASI をさらに差し止めるといった事態もありうる。

実際、グローバルに展開される標準必須特許 (SEP) に関する争いでは、自国以外の特許の実施料も判断する裁判所が複数存在することから、裁判所同士の管轄が衝突することが多い。A 国の裁判所が B 国の裁判所での訴訟追行に対して ASI を出したのに対抗して、B 国の裁判所が A 国の裁判所の ASI に対する差止 (Anti-anti suit injunction) を出すことも多い。そのような場合は、裁判所同士の判断が衝突するため、あとは実効性の問題となり、これを担保するために、違反に対して高額な制裁金が課されることもある。

Onesta 対 BMW 事件では、標準必須特許の紛争ではないにもかかわらず、同様の衝突が顕在化したものであり、その点でも興味深い。

4. 結論

以上のとおり、グローバルな特許権侵害紛争では、①どの国の裁判所で、②どの国の特許権を行使するかという点が、法的にも戦略的にも問題となり、①と②が一致しない場合には、各国の裁判所同士で、管轄に関する衝突が生じうる。まだ日本ではこのような状況は一般的ではないが、今後は、日本でもこの問題が生じる可能性があるように思われる。Onesta 対 BMW 事件は、この点が争われたものであり、非常に参考になる。

弁理士 松野 知紘

Q. 拒絶査定を受けましたが、全く承服できませんので、特許請求の範囲を補正せずに拒絶査定不服審判を請求します。拒絶査定が誤っている場合でも審判請求の手数料（印紙代）を払わないといけませんか。

A. 拒絶査定不服審判の請求（以下、単に「審判請求」といいます。）をするには、49,500円+（請求項の数×5,500円）円の手数料（以下、単に「手数料」といいます。）の支払いが必須です（特許法第195条第2項）。審判官合議体による審理の結果、拒絶査定が取り消されて特許審決となる場合でも、手数料の返還はありません。このような制度について改善を求める声もありますが¹、現時点において手数料の支払いを免れる術はありません。

1. 手数料を抑える工夫

そこで、できるだけ手数料を抑える方法を紹介します。その方法は、審判請求時に、請求項1を補正却下されるよう補正し、請求項2以降を削除する、というものです。これにより、手数料は請求項1項分ですみ、かつ、補正却下によって拒絶査定時の特許請求の範囲が審理対象となります。

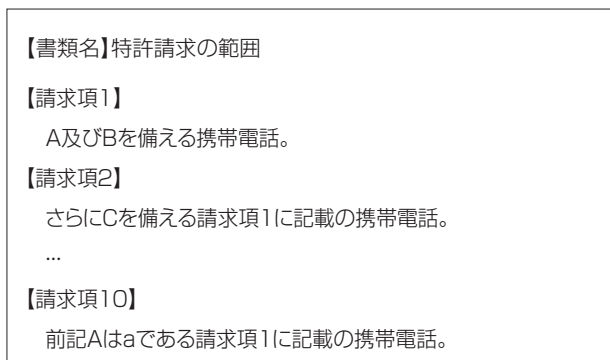


図1 拒絶査定時の特許請求の範囲
= 審理対象となる特許請求の範囲

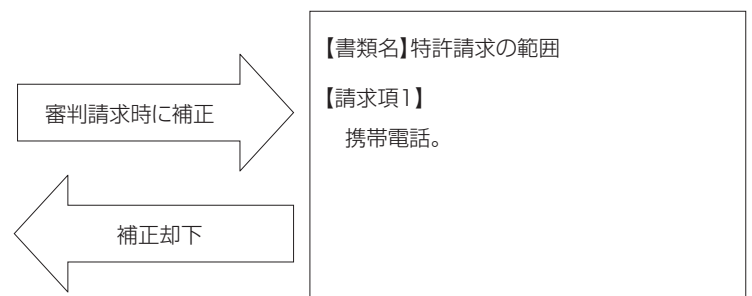


図2 審判請求時に提出する手続補正書に記載の特許請求の範囲

具体例を挙げます。拒絶査定時の特許請求の範囲が図1の示すように請求項10項であったとします。これを図2に示すように補正して審判請求をします。補正せずに審判請求をした場合、請求項10項ですので、手数料は104,500円となります。これに対し、図2に示す補正をして審判請求をした場合、請求項1項ですので、手数料は55,000円となります。これにより、手数料を49,500円節約できます。そして、請求項1の補正は「A及びBを備える携帯電話。」を「携帯電話。」とするものであり、特許法第17条の2第5項各号に規定するいずれの目的にも該当しませんので、この補正は却下されます²。その結果、図1に示す拒絶査定時の特許請求の範囲が審理対象となります。以上のとおり、請求項1項分の手数料で10項の請求項について審理を受けることができます³。

なお、副次的な効果として、審判請求時に特許請求の範囲が補正されますので、前置審査に係属することとなります（特許法第162条）。審理対象となる特許請求の範囲は拒絶査定時のものなので、拒絶査定をした審査官が前置審査を行う場合には結論が変わることは考えにくいですが⁴、

〈脚注〉

¹ 元特許庁審査官の田村誠治弁理士は「拒絶査定不服審判で補正なしでひっくり返ったら・・・」と題するブログ (<https://note.com/tokkyoblog/n/n5d83c78c7496>) において「審判でひっくり返って特許になったら、拒絶査定不服審判の費用を『返金』してはどうか」「出願人の納得感という観点からは、こういう制度があってもいいように思うのです（さらに言えば、審査の質向上・質同一化にもつながると思われまます。）」等と述べている。

また、日本弁理士会令和4年度特許委員会第1部会は「拒絶査定を出した審査官とは異なる主体による審理によって、即、明らかな誤りが見つかるような事案も皆無とまではいえない。このような事案において、出願人側が審判請求手数料を負担することについての違和感もあり、審判体による合議の結果、原査定理由が妥当でなく、他の拒絶理由を発見しない場合には、審判請求料を一定割合で還付する制度も検討の余地があると考えられる。」等と論じている（*パテント* 2024, Vol. 77 No. 6）。

² 特許法第159条第1項で読み替えて準用する同法第53条において「特許請求の範囲…についてした補正が第十七条の二第三項から第六項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。」とされており、却下するか否かは裁量ではなく、必ず却下されることとなる。

³ 拒絶査定が正しいのであれば、審判官合議体は拒絶査定時の請求項1のみについて拒絶査定をなすような拒絶審決を起案すればよいだけなので、請求項1項分の手数料であっても特許庁にとって不都合はないはずである。一方、拒絶査定が誤りである場合、審判官合議体は請求項1項分の手数料で10項分の請求項を審理しなければならないこととなるが、それはそもそも審査官による拒絶査定が誤っているという特許庁内部の問題に帰結する。

⁴ その場合でも争点に対する審査官の判断が示されますので（特許・実用新案審査基準第1部第2章第7節「前置審査」）、それに対して上申書を提出する等の対応が可能です。

異なる審査官が前置審査を行うことになった場合には特許査定（特許法第164条第1項）となる可能性もあります（特許庁が発行した「令和7年度特許審査の質についてのユーザー評価調査報告書」によれば、「『判断の均質性』、『第29条第2項（進歩性）の判断の均質性』が、引き続き優先項目に該当すると考えられます。」「今回抽出された『判断の均質性』等の課題の改善に取り組む予定です。」とのことであり、審査官が変わることで判断が変わることも十分に考えられます。）。

2. 追加手数料の支払が必要となるケース

拒絶査定不服審判の審理や出願人の応答によっては、追加手数料の支払いが必要となるケースがあります。

(1) 審判段階で拒絶理由通知が発行されず（したがって、特許請求の範囲を補正する機会がなく）、審決に至るケースでは、追加手数料の支払いは不要です。具体的には、補正却下して拒絶査定時の請求項を審理した結果として、(1-1) 拒絶査定が誤っており、かつ、他にも拒絶理由がないと判断され、拒絶査定を取り消して特許審決となる場合⁵と、(1-2) 拒絶査定は妥当であると判断され、拒絶審決となる場合です。

(2) 審判段階で拒絶理由通知が発行された場合⁶は以下のとおりです。

(2-1) 拒絶理由通知が発行されたとしても、特許請求の範囲を補正することなく意見書で意見を述べる場合や、何

【書類名】特許請求の範囲

【請求項1】

A'及びBを備える携帯電話。

【請求項2】

さらにCを備える請求項1に記載の携帯電話。

…

【請求項10】

前記Aはaである請求項1に記載の携帯電話。

図3 補正の例①

【書類名】特許請求の範囲

【請求項1】

A'及びBを備える携帯電話。

【請求項2】

さらにCを備える請求項1に記載の携帯電話。

図4 補正の例②

ら応答をしない場合には、追加手数料の支払いは不要です。

一方、(2-2) 拒絶理由通知に対して特許請求の範囲を補正する場合、基本的には追加手数料の支払いが必要となります。

例えば、前記図1及び図2の例を前提とし、審判段階での拒絶理由通知に対して図3に示すように請求項10項となる手続補正書を提出したとします。この場合、拒絶理由通知において審理対象となったのは10項（図1）であり、補正後（図3）も10項ですので請求項数は増えていません。しかし、手数料は1項分しか支払っていないので、9項分の追加手数料（49,500円）の支払いが必要となります。別の例として、図4に示すように請求項2項となる手続補正書を提出したとします。この場合、拒絶理由通知において審理対象となったのは10項（図1）であり、補正後は2項（図4）ですので請求項数は8項減っています。しかし、手数料は1項分しか支払っていないので、1項分の追加手数料（5,500円）の支払いが必要となります。

このように、審判段階で特許請求の範囲を補正する場合には、支払い済の手数料と補正後の請求項数に応じた手数料との差額を支払う必要があります。

3. まとめ

以上述べたとおり、現状の制度においては（それが妥当かどうかはともかく）、拒絶査定が誤っている場合でも手数料を支払うしかありません。費用面での負担を減らしたいというのであれば、審判請求時に、請求項1を補正却下されるよう補正し、請求項2以降を削除する、というのが一案です。

以下の表に、請求項数が10～20項の場合について、通常の手数料と節約できる費用をまとめます。

請求項数	手数料	節約できる費用
10	¥104,500	¥49,500
11	¥110,000	¥55,000
12	¥115,500	¥60,500
13	¥121,000	¥66,000
14	¥126,500	¥71,500
15	¥132,000	¥77,000
16	¥137,500	¥82,500
17	¥143,000	¥88,000
18	¥148,500	¥93,500
19	¥154,000	¥99,000
20	¥159,500	¥104,500

〈脚注〉

⁵ この場合、請求項1項分の手数料で、拒絶査定時の全請求項が実質的に判断されたことになる。

⁶ 審判段階で拒絶理由通知が発行されるのは、拒絶査定の理由は誤っており拒絶査定を維持できないが、別の拒絶理由があって特許できない場合である。これは「別の拒絶理由」が審査で看過されていたということであり、この意味で十分な審査が行われていなかったといえよう。

**特 優先権書類および技術常識等に基づく優先権主張の可否の判断 知財高裁令和7年6月26日判決
(令和5年(行ケ)第10147号 審決取消請求事件)>>請求棄却**

本件は、CRISPR/Cas9 システムとして有名な「RNA 依存性標的DNA修飾およびRNA依存性転写調節のための方法および組成物」に関する発明について、パリ条約4条A項(1)による優先権主張を認め、拡大先願の無効理由を排斥した無効審決に対する審決取消訴訟である。知財高裁は、本件発明について第1優先基礎出願(最先の基礎出願)に基づくパリ条約による優先権の主張が認められるかどうかは、特許請求の範囲だけではなく、実質的にみて第1出願書類の明細書を含む出願書類全体に記載されていると認められる事項に基づき判断すべきものであること、本件発明が実質的に第1出願書類の全体に記載されていると認められるためには、当業者が第1出願書類の全体の記載及び本件優先日当時の技術常識に基づいて、過度の試行錯誤等を要せずに本件発明を実施することができたと認められる必要があること、などを規範として立てた。その上で、第1出願書類には、CRISPR/Cas9 システムを真核細胞内の標的DNAに適用

するという技術的思想が開示され、本件優先日当時の周知技術と組み合わせれば実施することが可能な程度に本件発明の具体的な説明が記載されていたものと認めるのが相当であること、CRISPR/Cas9 システムにおけるPAM配列の存在及びその役割は当業者の技術常識の範疇に属するものであったと認めるのが相当であること、本件発明者らが第1優先権主張出願に係るCRISPR/Cas9 システムを刊行物に発表した後、短期間に多くの研究者によりCRISPR/Cas9 システムを真核生物に適用しゲノム編集できたことが報告されていることは、当業者において第1出願書類の記載に基づき、過度の試行錯誤を要するまでもなく本件発明を実施することができたことを示すものであること、第1優先権主張出願に実施例の記載がなくともなお、本件発明について本件優先日を出願日とする優先権の主張を認めることは妨げられないといふべきであることなどを判示し、本件審決の判断には誤りはないとして、原告の請求を棄却した。

**特 必須構成を無限定に上位概念化したことによる分割要件違反の認定 令和7年9月8日判決
(令和6年(行ケ)第10086号 審決取消請求事件)>>請求認容**

本件は、車両誘導システムに関する特許について、無効審判請求を不成立とした審決の取消しを求めた事案である。争点は、第5世代分割出願の発明が、第4世代当初明細書等の記載事項の範囲内にとどまり、新規事項の導入に当たらないといえるかにあった。審決は、第5世代分割出願の発明は、第4世代当初明細書等に記載された発明の中から、三叉路型レーンに配置された車両検知装置と遮断機を利用した誘導手段に係る部分を抽出したものに過ぎないと評価した。そして、ETCシステムの異常動作の検知手段等や遮断機を開けるタイミングを特定しなくても、当該誘導手段として機能するから、新規事項の導入には当たらないとして適法性を認めた。これに対し、知財高裁は、第4世代当初明細書等には、課題解決に不可欠な要素として、①ETC通信不能の場合に車両を分岐レーンへ戻すこと、②その判定方法としてETC無線

通信の可否を用いること、が開示されていると認定した。そのうえで、第5世代分割出願では、①分岐レーンを走行させて車両を戻す場合についての限定がなく、②戻す対象となる車両を判定する方法についても限定がないことを指摘し、第4世代明細書等に記載された必須の構成を、無限定に上位概念化させていると判断した。さらに、第4世代当初明細書に記載されているのは、一連の処理が順を追って行われ、全体としてその目的を達する車両誘導システムであり、その主要な処理を省略した場合には、誘導手段として機能し得ないことから、下流側の構成のみを分割出願することは許容されないと判断した。以上により、知財高裁は、第5世代分割出願に原出願日の遡及効を認めず、本件発明は、最初の原出願の公開公報を引用文献として新規性を欠くとして無効理由を認め、審決を取り消した。

商 結合商標の分離観察と全体観察 知財高裁令和7年10月30日判決
(令和7年(行ケ)第10050号 審決取消請求事件)>>請求認容

原告は、「けやき」等の文字及び図形からなる結合商標（指定商品役務：第43類「飲食物の提供」）（以下「本願商標」という。）を出願したところ、「KEYAKI」、「けやきの漢字」（異体字）等の文字及び図形を配してなる登録第3074810号商標（以下「引用商標」という。）が引用され、拒絶審決を受けた。知財高裁は、分離観察の可否について最高裁昭和38年12月5日第一小法廷判決・民集17巻12号1621頁〔冰山印事件〕、最高裁平成5年9月10日第二小法廷判決・民集47巻7号5009頁〔リラ宝塚事件〕、最高裁平成20年9月8日第二小法廷判決・裁判集民事228号561頁〔つつみのおひなっこや事件〕を引用し、従来の判例の規範に沿って分離観察が認められる場合を判示した。他方、商標の構成部分の一部を抽出して当該部分を他人の商標と比較して商標の類否を判断することが許される場合においても、分離して観察される部分の出所識別標識としての機能には自ずと強弱があるのであるから、一律に当該部分だけ

に着目して商標の類否を判断するのは相当でなく、当該部分の出所識別標識としての機能が弱い場合においては、他人の商標と外観、称呼及び観念の全てが一致しているときは格別、そうでないときには、他の構成部分も考慮した上で、対比される両商標が、全体として、商品又は役務の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かを判断するのが相当であると判示した。そして本願商標の「けやき」の文字部分の分離観察、引用商標の「KEYAKI」、「けやきの漢字」部分の分離観察をそれぞれ認めつつ、全国において「櫨」「けや木」「KEYAKI」等を付した飲食店は相当数存在することを認定し、指定役務である「飲食物の提供」との関係において、「けやき」の文字部分の出所識別標識としての機能は弱いとして、本願商標の「けやき」の文字部分以外の構成部分も考慮した上で、本願商標と引用商標が、全体として、非類似であると判断した。

商 「生ゴミ処理機」の業界における商品と役務の類否 知財高裁令和7年12月1日判決
(令和6年(行ケ)第10056号 審決取消請求事件)>>請求認容

本件は、商標登録無効審判の請求不成立審決に対する取消訴訟である。被告が40類「生ゴミ処理機の貸与」を指定して出願した「ゴミサー」（本件商標）と、7類「生ゴミ処理機」を指定した原告の「ゴミサー」（引用商標）について、商標法4条1項11号の該当性が争われた。争点は、商品と役務の類否である。審決では、「本件指定役務中の『生ゴミ処理機の貸与』と引用指定商品中の『生ゴミ処理機』については、それらの製造・販売者及び提供者、用途、販売場所及び提供場所が異なり、需要者の範囲において一致する場合があるとしても、一般的、恒常的な取引の実情を勘案して総合的に考慮すると、当該役務と商品とは相違するものである。」と判断した。これに対し、知財高裁は、認定された事実から、「建設機械について、その製造業者又はその関連会社が、販売とともに貸与（レンタル）も行っているという取引の実情があると認められる。」としたうえで、「引用指定商品と建設機械は同

じ第7類に属する商品である。」ことを理由として、「生ゴミ処理機」の業界においても「その製造業者又はその関連会社が、販売とともに貸与（レンタル）も行っているという取引の実情がある。」と推認した。加えて、「本件指定役務の需要者は生ゴミ処理機を使用する者であり、引用指定商品の需要者も、その多くは、生ゴミ処理機を使用する者であると推認されるから、双方の需要者は多くの部分で共通する。」とし、「これらの事情を考慮すれば、本件指定役務と引用指定商品に同一又は類似の商標を使用する場合には、同一営業主の製造、販売又は提供に係る商品又は役務と誤認されるおそれがあると認められる関係があるといえることができる。したがって、本件指定役務と引用指定商品は類似するものと認められる。」と判断した。なお、商標「ゴミサー」を巡って原告と被告は侵害訴訟でも争っており、東京地裁において令和8年1月16日に判決が出されている（令和5年（ワ）第70505号）。

本ニュースレターの掲載内容を、当事務所の専門的な助言なしに具体的事案に適用した場合に関し、当事務所では一切の責任を負いかねます。